

平成30年度 第2回

新宿区情報公開・個人情報保護審議会会議録

平成30年5月31日（木）

新宿区 総合政策部 区政情報課

午後 2時00分開会

【会 長】 それでは、ただ今より、平成30年度第2回新宿区情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。よろしくお願いいたします。

議事に入る前に、本日の資料について事務局から確認をお願いいたします。

【区政情報課長】 皆様、よろしくお願いいたします。まずは、追加資料について説明いたします。追加資料として、参考6-2がついてございます。そして、資料6-4でございすけれども、変更後のものを資料6-4-2、変更前のものを資料6-4-1ということにつけさせていただいております。それから、参考の6-3がつくということになります。続きまして、資料11でございすけれども、添付の資料はございません。資料9でございすが資料9-1、それから資料9-2。参考としまして参考9-1と参考9-2がついてございます。資料の7には資料7-1。そして、資料8には資料8-1がそれぞれついてございます。資料12でございす。資料12には資料12-1から資料12-3まで、そして参考資料としまして参考12-1、参考12-2。先程机上配付をした参考12-3が添付資料としてついてございます。資料13ですが、資料13-1から資料13-3まで。そして、資料14ですけれども資料14-1。参考といたしまして参考14-1、参考14-2がついてございます。資料15ですが、資料15-1から資料15-3まで。資料16には資料16-1。最後、資料17ですけれども、資料17-1とそれぞれ添付資料をつけさせていただきました。

以上でございす。過不足ございましたらその都度おっしゃっていただければと思います。

本日の審議会につきましては、また案件が非常に多くなってございすけれども、4時までのお時間でご審議のほどよろしくお願いいたしますと思います。

【会 長】 資料について何かご希望とか何かございすでしょうか。よろしいですか。

では、不足があればその都度事務局のほうへお伝えください。

それでは、本日予定されております諮問・報告事項の審議を進めてまいります。説明される方は資料を読み上げるだけではなく要点を説明していただいて、必要に応じて補足を加えるようお願いいたします。

それでは、資料6から始めます。資料6「住宅宿泊事業者等情報の警察への外部提供について」です。こちらは前回の審議会でも継続審議となりました案件です。それでは説明をお願いいたします。

【衛生課長】 前回に引き続き今回ご審議をお願いしたいと思います。

それでは、「住宅宿泊事業者等情報の警察への外部提供」についてご説明いたします。今回

は、前回の審議会でのご指摘をいただき、特に外部提供を行う項目について精査いたしました。
変更部分を中心に説明をさせていただきたいと思っております。

まず、事業の概要についてです。1の背景及び2の民泊制度運営システムの運用等につきましては、変更はございません。

3の住宅宿泊事業者情報の外部提供についてお諮りいたします。これは衛生課の指導等に従わない場合や、悪質な事業者等で、必要と判断した場合に警察と連携し、調査や立ち入りを行うため事業者の情報を警察へ外部提供するものです。警察が法令に基づいて行う照会等に対しての回答以外についてのものを今回お諮りする予定でございます。

方法としましては、保健情報システムから出力した文書を手渡しで行う予定です。

それでは、資料の6-4-1と6-4-2、あと参考資料の6-1、この3点をご覧くださいと思います。

まず6-4-1は前回の資料となっております。そのうち区が条例で公表事項と定めているものにつきまして、6-4-1は前回お出ししたものでございまして、そのこの項目の中で参考資料の6-1の中に区が条例で公表事項と定めているものをこちらのほうに記載をし、6-1のほうで今回資料提供をさせていただいております。6-1と、そのほか法令に基づく照会の可能性があるものを除き精査をしたものが資料6-4-2となります。この資料に基づき説明をさせていただきたいと思っております。

この住宅宿泊事業は、主に①に書かれてあります住宅宿泊管理業者へ委託が義務づけられている家主不在型の場合と②個人事業主が居住しているため、住宅宿泊事業者への委託が不要の家主同居型に分類されます。

①の場合、届出住宅の場所、事業者または管理業者の連絡先は公表事項となっております。個人事業主の氏名、住所、管理業者の連絡先を公表した場合の個人事業主の連絡先は公表事項とはなっておりません。そのためこの3項目について、必要な場合の情報提供を考えています。なお、ここに法定代理人とございますが、法定代理人は届出者が未成年者の場合、法定代理人の氏名、住所等も届出事項となっておりますので、届出者と同様の取扱いとしていく予定です。

次に②の場合についてご説明いたします。こちらは家主と一緒に住んでいる家主同居型の場合となっております。個人事業主の氏名の公表はしませんが、住所は届出住宅の所在地として公表をします。また、連絡先も公表事項となっております。そのため任意の外部提供の項目は氏名のみとなります。法定代理人につきましては、上の①と同様に考えております。

それでは、別紙にお戻りくださいませ。今こちらの別紙のほうの外部提供を行う情報項目に

ついでご説明をいたしました。それ以下の記録媒体、外部提供に当たって区の情報保護対策、相手方の保護対策についての変更はございません。

1枚お戻りいただきまして概要のほうをご覧いただきたいと思います。概要の4番、その他のところでございます。今後外部提供を行ったときには、本審議会に報告をしていく予定であります。

次に前回ご質問がありましたので、違法な民泊等への対応について整理を行いましたのでご説明いたします。参考資料の6-2をご覧ください。

現在いわゆる民泊と言われているものにつきましては、今回お諮りした住宅宿泊事業法に基づくもの以外に、②にあります旅館業法に基づく許可施設が考えられます。旅館業法に基づくものは、事業者情報として公表しておりますので、この公表情報に基づき警察と連携をしていきます。

公表項目は、先程の参考資料6-1の下の段のところでお示ししております。また、両方の手続によらない違法な民泊につきましては、区民からの相談に基づいて対応をしているところですが、相談者には同意をとった上で警察と連携をしていきます。

最後になりますが、参考資料6-3についてご説明いたします。この度本審議会でのご承認をいただきましたら、警察と覚書を交わすことを予定しております。この覚書によらない場合でも警察への情報提供は行うということで、前回こちらの審議会のほうにお諮りをしたのですが、その後、この覚書を交わし、より警察との連携の強化を図るということで話が進んでおりまして、こちらの案を今回参考資料として付けさせていただきました。

【会 長】ご質問かご意見がありましたらどうぞ。

【三雲委員】提供される情報の項目がかなり絞られたということを伺いました。それで、これからどういった数の案件が出てくるのか分かりませんが、指導の数が多くなってくると情報提供の頻度も高くなっていくのかなと思われるわけなのですが、この審議会にその都度報告ということになると毎回、毎回、審議会のほうに来ていただくということになるかと思うのです。ほかの案件だったりすると年に1回とかそういうこともあるのですが、それはどういった頻度を想定されているのですか。

【会 長】ご説明ください。

【衛生課長】ここにつきましては、まだこれから事業が始まっていくところです。それでなるべくでしたら、警察に情報提供することなく、事業者のほうが私達の指導に従っていただくというのが理想的な状況ですので、まず保健所のほうで努力はさせていただきたいと。

それでも連携が必要な場合について情報提供をして、連携を図っていきたいということで考えております。そのためどのくらいの頻度でこのケースが起こるかというのが、今の時点では想定できませんので、その実績を見まして適切な時期にこちらの審議会にお諮りし、またその後につきましては、その様子でこちらのほうでまた報告をさせていただきたいと思っております。

【三雲委員】これは事務局のほうへのお話なのですから、最低年に1回ぐらいはそういった報告があるのかなと思いますので、その辺りはしっかりやっていただければと思います。

【会 長】そういうことで大体今のご意見、最低1年1回はという報告で了解するというようにして、ほかにご質問かご意見。須貝委員。

【須貝委員】念のために確認をさせていただきますが、今回審議会に付議されたというのは、この12条、個人情報保護条例の12条の2項の第4号の規定に基づいてということによろしいわけですね。

でも、この第2項の条文を見たときに、ちょっとよく分からないのでお尋ねするのですが、この(2)に法令等に定めがあるときということが書いてあるのですけれども、これは一般的に法律とか政令とかそういったものが制定されているわけですが、新宿区の条例で定めがあるときには該当がないのかということが1つと、新宿区のほうでは別途条例を定めておりますよね。この民泊の関係の条例で。その中で警察とか消防との連携規定を設けているのです。その条文だけ見ますと、特に情報提供するとか、そこまで書いていないのだけれども、連携をするという前提として、その情報提供も当然想定されるのではないかと考えられるのです。

そういう意味ではその条例に基づいて警察に情報はもうできるのではないかな。ただ、どこまでやるのかということについて、今回警察機関とのほうで覚書を結んでより具体的になったということで私は納得しているのですけれども、そもそも法律の根拠からすると、そこまで今回のように、審議会の意見まで聞くようなことであつたのかどうかというところの、ちょっと疑問があつたのでお尋ねします。

【区政情報課長】条例の解釈の話でございますので、事務局のほうからということで。今、委員ご指摘のように法令等の定めというその部分の解釈なのですが、新宿区の解釈のほうでは明文化して提供するものとするというような、それは法律であっても区の条例であっても法令というくくりではあるのですが、明文的に書いてあるもの以外はこちらの第4号に該当するというように、取扱いをしてございます。ある程度厳格なチェックをした上でというのが区の考え方でございます。

【須貝委員】それは丁寧で結構だと思います。見ると、さっき私がちょっとご説明したような事柄が書いてあったので、これに該当すれば何も今回のように審議会に付議、諮問することもなかったのかなという気がしたものですから念のためにお尋ねしました。

【会 長】須貝委員は前回も同趣旨のご質問があったと思うのですが、今回のその議題の資料6の1枚目に書いてある12条第2項第4号の問題ですが、これは何を書いてあるかという、外部提供するときに、ここの審議会の意見を聞かないといけないという場合と、意見を聞かないでもいい場合がありますということの問題です。

法律で義務づけられて外部提供するのはここの審議会にかけないでも、それは法律で命令されているのだから仕方がないでしょうと。ここの審議会の審議の対象にはなりませんと、こういう問題なのです。

先程からも須貝委員のおっしゃっている法令等の云々というのは、そういう法令があるからここにかけないでもいいのではないかという問題を指摘しておられて、事務局のほうの説明では、できるだけ審議会の意見を聞くという意味で、法律ではっきり外部提供を認めた条文があれば別だけれども、そうでなければ一応審議会の審議に付することで実務運営をしておりますと、こういう説明なのです。

新しい委員の方もいらっしゃるから余計な説明をしましたけれども、そういう議論が、行われていたということで、本件は先程から事務局がおっしゃるように、法令云々よりも審議会にかけるとしてこの審議会に出したという説明ですということです。ほかに何かこの件についてご質問、ご意見ありますでしょうか。

【井下田委員】この参考の6-3の覚書の件なのですが、これは新宿ではなくて他区の状況というのはどのような状況か、もし分かれば教えていただければと思います。

【衛生課長】他区の状況についてご説明いたします。警視庁のほうに確認をしたところ、区と警察がこのような形で覚書を交わすという例は、今はないということです。ただ、新聞報道によりますと大田区のほうで、特区民泊をやっており、合法的な事業者が存在するのですけれども、そちらの事業者と警察のほうで犯罪防止ということで覚書を締結したということは、新聞報道で確認をしているところです。

【井下田委員】ということは、やっぱり新宿は手厚くこういったことでやられているということなのですが、3月15日から届出が開始になっていると思うのですが、現状新宿区の届出の状況がまた分かれば教えていただければと思います。

【衛生課長】現状の届出状況なのですが、実はここ何日かで続々と届出が来ております。届

出自体は希望の事業者がシステムで入力すれば、それでこちらに到達するという状況になっておりまして、きのうの3時の時点で到達した件数が45件となっております。

【井下田委員】最後にこの事業の概要の4番、その他で外部提供を行った際には、本審議会に報告するという事で、先程三雲委員も指摘されていたと思うのですが、これはちょっと事務局なのか。イメージ的にはよく小学校、中学校で何かあった場合、外部提供しましたみたいなことが、この審議会では案件として上がってきます。先程課長は、想定できないという話はしていましたけれども、イメージ的にはそういったことがあれば、その都度審議会に報告をされるのか。その確認をしたいと思います。

【区政情報課長】担当課と今後協議をした上でございますけれども、ある程度件数が多いようであればまとめて何カ月にも一度、あるいは半年に一度、先程最低でも1年に一度という話がございますので、そのような形でまとめてご報告させていただければとは思っております。

【会 長】よろしいですか。1年に1回というのは、要するにない場合もないという報告をしてくださいという意味です。ご了解ください。ほかにこの件についてご質問かご意見ございますでしょうか。

ないようでしたら、これは諮問事項ですので承認ということでよろしゅうございますか。では、本件は承認ということで終了いたします。

次に資料11「ふれあい入浴証管理システムの開発等について」であります。それでは、説明をお願いいたします。

【地域包括ケア推進課長】本日は、ふれあい入浴証の管理システムの開発に関する諮問と保守業務の委託等に関する報告についてご説明をさせていただきますが、まずそれに先立ちまして皆様におわびを申し上げます。

実は本日これより諮問と報告をさせていただきますふれあい入浴証管理システムでございますが、こちらは実を申しますと既に平成29年度末に開発が終わっております。申し上げるまでもなく本来であればシステムの開発につきましては、あらかじめ本審議会に諮問をさせていただき、ご承認いただいた上で行うべきものでございます。

経緯をご説明させていただきますと、ふれあい入浴事業につきまして平成26年度からホストコンピュータによる対象者情報をエクセルソフトで管理を行うという業務を行ってまいりました。今回システム開発を行ったわけですが、情報項目に変更がなかったことから、当課におきまして諮問が必要な重要な変更にあたらないといったような思い込み、誤った判断をしてしまいまして、本審議会に諮ることなく開発を行ってしまったというものでございます。

しかしながら、当然申し上げるまでもなくエクセルソフトによる管理は、明らかに新規のシステム開発ということで本審議会に事前にお諮りをする必要があったものでございます。

システムは先程申し上げましたとおり２９年度末に開発が終了しておりまして、４月からの本稼働に向けて、３月末に保守委託契約の準備等を進める中で審議会に諮るべきではないかということが改めて疑問として出てまいりまして、実はこの諮問、また報告をしていなかったということが発覚したものでございます。

現在システムにつきましては、データのセットアップ及び本稼働は行っておりません。本日事後にはなりましたが、改めて本審議会にお諮りをさせていただきまして、ご承認をいただきましたならば、速やかにデータのセットアップと本稼働をしていきたいと考えております。審議会への諮問が事後となってしまいましたことを心からおわび申し上げます。

大変恐縮ではございますが、このような経緯でございますのでお含み置きの上、諮問及び報告をさせていただき、ご審議をいただければと思っております。

では、改めて資料１１に沿って説明をさせていただきます。

まずは事業の概要についてご説明をさせていただきます。資料１１の２ページをご覧ください。事業名は、ふれあい入浴事業。担当課は地域包括ケア推進課となっております。

次に事業の内容でございますが、こちら対象者の欄に記載をしております６０歳以上の方、また身体障害者手帳等をお持ちの方、未就学児を扶養している児童育成手当受給者の方を対象といたしまして、区内の公衆浴場等を月４回まで無料で入浴できるふれあい入浴証を交付し、健康の増進と世代を超えた交流を図るといったことを目的に実施している事業でございます。

これまでに入浴証を交付した記録のある方につきましては、毎年３月に４月以降に使っていただける入浴証を一斉発送しております。その他の方につきましては、地域包括ケア推進課及び特別出張所の窓口におきまして、申請のほうを受け付けております。出張所に申請をいただいた場合には、地域包括ケア推進課のほうでこの対象者であるかといった資格の確認等を行った上で交付をしております。

事業対象者数等につきましては、２に記載のとおりでございます。対象者が約８万９，０００名。入浴証の交付枚数が２９年度実績で２万６，０００枚ほどとなっております。

次にシステム開発の概要についてご説明をさせていただきます。現在は月２回ホストコンピュータにより対象者情報を抽出し、地域包括ケア推進課でエクセルソフトを利用しこの管理を行っております。なお、この対象者情報を抽出して処理を行うということにつきましては、平成１９年度の第３回の本審議会におきましてご承認をいただいているものでございます。

次にシステム開発を行うこととなった経緯でございます。先程から申し上げておりますようにこれまではエクセルソフトを利用して対象者情報や交付履歴を管理していました。また、このほかにも簡単なマクロを使用しまして送付状の印刷を行うといったことをしておりました。

これが平成29年度にイントラネットシステムの更新を全庁的に行いましたが、これに伴って正常に動作がしなくなるということが懸念されたことが1つ。それから、もう1つがこれまではこのエクセルで入力した内容について帳票を打ち出すといったような機能等が一切ございませんでしたので、この申請をいただいた記録につきまして、画面と申請書を1件ずつ職員が目で照合しながら入力、確認作業を行っていたということがございます。こういったことを効率化いたしまして将来的にも事業を安定的、効率的に運営を行うといったことを図って今回システム開発を行ったものでございます。

システムの主な機能としましては対象者情報の管理機能、申請内容の記録機能、送付状の印刷機能、処理状況リストの作成機能が主なものとなっております。

また、(2)に記載のとおりユーザーIDとパスワードを設定することによって個人情報管理の徹底も図っております。

次に(3)の業務の効率化につきましてですが、こちらは先程の開発の経緯でご説明差し上げたとおりですのでご説明は割愛させていただきます。

次に4ページをご覧ください。ふれあい入浴証管理システムの開発についてご説明をさせていただきます。保有課及び登録業務の名称につきましては、先程事業の概要でご説明差し上げたとおりとなっております。

次に記録される情報項目についてですが、個人の範囲はこれも先程ご説明差し上げた事業の対象者と同じです。記録項目は記載のとおり氏名、郵便番号、住所、生年月日などに加えて対象者の区分、申請日や交付日、申し出による送付先の変更等の個別事由となっております。これらの項目につきましては、従来エクセルソフトを使用して管理していた際と、追加変更等はありません。

記録するコンピュータは情報システム課の設置サーバとなっております。

新規開発の理由と内容については、これも先程事業概要でご説明差し上げた内容と重複いたしますので、割愛をさせていただきます。

次に開発の委託における個人情報保護対策についてです。まず、契約書に別紙の特記事項を付すこと。それから、委託業者には個人情報に一切触れさせず、テスト作業等は全てダミーデータで行うこと。3つ目は、データのセットアップ及び動作確認については、全て区職員が行

うとしていること。4つ目に、業者が作業を行う際には事前に報告を求めます。さらに、最後にシステムの本稼働後には、現在使用しているエクセルソフトのデータは全て消去するといったことで、こちら安全対策のほうを図ってまいります。

次に開発の時期でございますが、これは冒頭申し上げましたとおり大変申し訳ございませんが、3月末に開発が終わっております。現在はデータの取込みと本稼働を行っていない状況でございます。審議会においてご承認をいただければ、データ取込みと動作確認の上、本稼働をしてみたいと考えております。

続いて7ページをご覧ください。保守業務等の委託についてのご説明でございます。委託先は株式会社フィールズで、こちらは事業者処理させる情報項目は個人の範囲、記録項目とも開発についてのご説明と同様でございます。

委託の理由でございますが、この株式会社フィールズはプロポーザル方式により選定したシステムの開発業者でありまして、本システムについて熟知をしております。専門的なノウハウを活用し的確かつ効率的、効果的にシステムを稼働するために委託をするものです。

委託の内容は資料に記載のとおりでございます。

次に8ページをご覧ください。委託の開始ですが、こちらはシステムの本稼働の日を予定しております。

区が行う情報対策としましては、別紙の特記事項を付すこと。個人情報の庁舎外への持出しを禁止すること。委託業者が作業を行う際には事前に報告を求めること。実データを使用した検証作業は全て区職員が行うこととしております。

最後に事業者に行わせる個人情報保護対策につきましては、個人情報取扱責任者と取扱者を指定し報告させること。従業者に対する教育を実施させること。バックアップ作業等に外部媒体を使用させないこと。個人情報の庁舎外への持出しを禁止することの4つでございます。

以上、大変雑駁ではございますが、ふれあい入浴証管理システムの開発に関する諮問と保守委託に関する報告のご説明を終わらせていただきます。

最後に、諮問及び報告が事後となりましたことを改めておわび申し上げます。

【会長】それでは、ご質問かご意見がございましたらどうぞ。よろしいですか。ご質問がなければ、本件は諮問事項ですので承認するということでよろしいでしょうか。諮問事項については承認、報告事項については了承ということでよろしゅうございますか。では、本件はそれで終了いたします。

それでは、次に資料9「公営住宅等管理事務における個人番号の利用について」であります。

それでは、説明をお願いいたします。

【住宅課長】早速ではございますが「公営住宅等管理事務における個人番号の利用について（一部変更）」につきましてご報告いたします。大変恐れ入りますが、資料9の2ページをご覧ください。

住宅課では公営住宅等管理事務におきまして、個人番号を利用しております。今回個人番号の利用について変更がございましたので本審議会へご報告いたします。

初めに項番1、新宿区立住宅管理条例等の改正による変更についてです。平成30年第1回区議会定例会におきまして、新宿区立住宅管理条例を改正いたしました。改正に伴いまして、一連の入居手続の中の一部手続で、個人番号の追加利用をすることといたしました。また、併せまして既存の区独自利用事務の一部変更を行いました。

最初に（1）の条例第13条第3項の申請に関する事務による個人番号の追加利用についてご説明させていただきます。大変お手数ですが、資料9-1をご覧ください。新宿区立住宅管理条例の新旧対照表をご覧ください。左側が改正後、右側が改正前の条文でございます。下線の部分が改正した条文でございます。初めに第13条第2項でございますが、改正前の本条例では区立住宅への入居の際、入居者は連帯保証人を立て、かつ敷金を納付する必要があるございましたが、本条例の改正によりまして、連帯保証人を立てることと、敷金を納付することを選択ができるようになりました。

また、特別な事情があると認められる場合には、敷金の一部を納付することにより入居できるように、第13条の第3項に新たに規定をいたしました。この案件に係る事務におきまして、入居申請者の所得を把握するため、個人番号を利用する事務として新たに追加をいたしました。

資料9の2ページ目にお戻りください。続きまして（2）敷金に関する事務（条例第24条第5項）（変更）でございます。今ご説明した資料9-1、新旧対照表の中段の第24条をご覧ください。資料9-1の中段、第24条でございます。先程ご説明いたしました本条例改正後により、連帯保証人もしくは敷金を納付の選択性に伴いまして、入居手続や敷金に関する条文を整理し、旧14条の削除及び第24条の第4項、第5項の改定を初め本資料下段にございます項番2、利用条例の別表でございますが、別表の事務第6号の規則で定める事務の項目につきまして、追加による修正の変更を行いました。

資料9の2ページ目にお戻りください。（3）利用開始時期でございます。開始日は条例及び条例施行規則改正の施行日となります平成30年4月1日からとなります。

続きまして同じ資料9の3ページをご覧ください。項番2、情報提供ネットワークシステム

を使用した区独自利用事務についてでございます。区独自利用事務につきましては、国が設けます個人情報保護委員会へ届出を行うことにより、情報提供ネットワークシステムを使用した他の自治体との情報連携が可能となります。昨年の平成29年12月にこの個人情報保護委員会へ変更、新規の届出を行いましたので、その内容につきましてご報告いたします。

最初に（１）区営住宅の管理に関する事務でございます。今度は資料9－2の表の住宅種別ごとの情報連携届出概要、こちらをご覧ください。最初に表の上段、区営住宅でございます。区営住宅は住宅に困窮する所得が一定基準以内の区民の方に、低廉な家賃で住宅を賃貸する住宅でございます。現在53団地、1,059戸を管理しています。この表では左側に法定事務、右側に区独自利用事務と分けてございます。区営住宅は建設等の際に国の補助金を受けたものが公営住宅法に基づく住宅となり、これらの住宅は法定事務により住民票関係、所得、課税等の税情報、生活保護、身体障害手帳などの個人情報を入居審査や入居管理のため取得ができます。

一方で、区が独自に設置した約70戸につきましては、公営住宅法に基づかない住宅のため、この右側の区の独自利用事務として、特定個人情報を取得しております。今回の変更は昨年、平成29年10月の新宿区立住宅管理条例の改正に伴い、認知症等により家賃の決定に必要な収入の報告が困難である入居者の方につきまして、区が収入に関する調査を行えるようにするため、区独自利用事務として表の中段の網かけの部分でございますが、家賃の決定に関する事務として追加するために、届出内容を変更したものでございます。

また、大変お手数ですが、最初の資料9の3ページ目にお戻りください。（２）区民住宅及び特定住宅の管理に関する事務（新規の届出）でございます。再びこの資料9－2、この表をご覧ください。住宅種別ごとの情報連携届出の概要の、今度は表の中段、区民住宅。また、下段に記載しております特定住宅をご覧ください。

中段に記載されております区民住宅とは、ファミリー世帯の定住化を促進するため、所得が区営住宅の基準以上で児童を扶養している区民に対して、提供を行っている住宅です。また、下段の特定住宅とは、引き続き中堅所得者層の子育て世帯に提供をしている住宅です。また、区民住宅は1団地10戸、特定住宅は32団地、368戸を現在管理しております。いずれの住宅も、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく住宅ではないことから、法定事務として必要な個人情報は得ることがこれまでできませんでした。

また、一方で昨年の平成29年3月に開催されました、国の第34回個人情報保護委員会におきまして、これらの法が適用されない区民住宅や特定住宅につきましても法律に準ずる住宅

として、情報連携の対象となり、区独自利用事務の事例として位置づけられることになりました。このことを受けまして、今回、区独自利用事務として新規の届出を行いました。

最初の資料 9 の 3 ページ目にお戻りください。(3) の情報連携の利用開始時期。

この 3 ページの (3) 利用開始時期につきましては、平成 30 年 7 月 1 日からということで開始を予定しております。

この項番 3、事業の規模といたしまして、現在区立住宅に入居しております 2, 611 名が対象となっております。

以上で、甚だ簡単でございましたが、報告を終わらせていただきます。

【会 長】個人番号の利用というのは、どういうことですか。

【区政情報課長】住宅課の報告については大きく 2 つございまして、個人番号利用事務として位置づけられている事務の内容を変更したというのが大きな 1 つ目。もう 1 つが国のネットワークシステムを使った情報連携をする事務が今回新たに 2 つ認められたところで、ご報告を 2 つ大きくさせていただくところでございます。

1 つ目の個人番号利用事務については、もともとこの住宅課の住宅管理の事務については、社会保障事務ということで認められている事務なのですが、区の独自利用事務として新たに追加をしたり、変更したりする場合には、本審議会にご報告をするというルールになってございましたので、それでご報告をさせていただいているということでございます。

【会 長】ご質問があればどうぞ。

【鍋島委員】参考 9-2 というのは、他機関との連携で何か個人情報のようなことが書いてあるのですが、個人情報保護評価書と今のこの本題とどう関係があるのか。

【会 長】よろしいですか、質問。説明もう一度お願いします。

【住宅課長】この表の 9-2、こちらに書いてあることは、これは従来どおりこの区営住宅に関するもので、これは既に、特にこの中での報告は、もう既にしておりまして、これが変更ということではございません。

今回は最初にご説明した、区の管理条例でこれまでの入居条件を若干いろいろ選択できるように緩和したということで、条項もいろいろ変わったという中で、今回のこの情報連携の幅を広げさせていただいたというところでございます。

【鍋島委員】そうするとこの保証人の関係というところですか。

【住宅課長】今回の主眼は保証人ということではなくて、例えば障害のある方がどういう収入だったか、というのをご自身でご提出するのに大変手間取る、ご面倒をかけるという中で、私

どもがそういったものを得たり、それから敷金の猶予といった場合に、その方の収入状況等を確認させていただく。区外から来られる方については、そういった情報を得るということで、今回条例を改正して、それに伴った変更を行うということでございます。

【鍋島委員】この赤いところが全部、というわけではないですね。

【住宅課長】はい。

【会 長】ほかにご質問かご意見はございますでしょうか。

【井下田委員】区の条例が変わったのですよね。この4月からでしたか。入居を促進するために、もともとは連帯保証人を立てて、かつ敷金も必要でしたという条例だったのが、連帯保証人か、もしくは連帯保証会社もオーケーになりましたよと。それか、もしくは連帯保証人、また連帯保証会社を立てられないのであれば、敷金だけでもいいですよというふうに変ったということですね、まずその条例が。そうですね。

【住宅課長】まさに委員のおっしゃった、それが改正の論点でございます。

【会 長】資料9ですよね、その説明。

【井下田委員】それに伴って個人情報、いわゆるこの資料9－2のように区営住宅は変更して、区民住宅と特定住宅は新しく届出が変えていけますよということで個人情報が必要となりますよというのが1点目と、あとは国との連携というか、そういったことも含めて個人情報を照会するようになり変りましたということで、いわゆる変更と新規ができましたよということの理解でよろしいのでしょうか。

【住宅課長】全くそのとおりでございます。

【ひやま委員】今、井下田委員の条例化に伴ってということで、従来よりも資金の面で猶予を、ちょっと幅が広がったという中で、その裏づけをとるとして、それを区が本人に代行するのではないですけども、個人情報をいただいて、それを使って裏づけをとるというような解釈なのですか、最初は。

【住宅課長】特に特定住宅とかを含めて区外から来られる方で、その所得の状況を確認する場合、以前は区外なのでその方は書類を持ってきてくださいと。そこを連携で、自治体の中で情報を得るということで、簡素化しようということでございます。

【ひやま委員】その際、個人情報の提供は、その申請者の意思に基づいていただいて、それを区が他区に、例えば他の行政区に照会するというような理解でよろしいのですか。

【住宅課長】そうです。委員のおっしゃるとおりでそういう制度でございます。

【会 長】ほかにご質問かご意見ございますか。

【三雲委員】これは基本的にだから、敷金の徴収を猶予するかどうかという判定のための個人情報を集める必要があって、その個人情報をそれぞれバラバラにこの入居者の方から持ってきてもらうよりは、個人番号をもらえばそのシステムを使って、区のほうでそれを参照して判定をすることができますよということで、こういうことをされているのだというのはよく分かるのです。

問題はこの個人番号という制度に対してネガティブな考え方を持っていて、出たくないという方がいらしたときに、こういった必要な情報についてご自分で持ってきてくださいねということになると、そういった形で対応することも当然できるという理解でよろしいのですか。

【住宅課長】もちろんその方が、どうしてもそういったご意思をお持ちの場合は、当然ながらその方にお願ひするという事で対応していきたいと考えております。

【会 長】ほかにご質問かご意見はございますでしょうか。ないようでしたら、これは報告ということで、了承ということでよろしいですか。では、本件は了承ということで終了いたします。

次は資料7「新宿区擁壁改修コンサルタント派遣業務の委託について」であります。それでは、ご説明をお願いします。

【建築指導課長】それでは、お手元の資料7をご覧ください。「新宿区擁壁改修コンサルタント派遣業務の委託について」、裏面のほうをご覧ください。事業の概要でございます。表の中の3番目のところ、目的ですが、擁壁及び崖の改修を促進することで、災害に強い安全なまちづくりを進めるということが、この事業の目的でございます。

対象とする方は、区内に存する高さが1.5メートル以上の擁壁、崖の所有者の方。また、こちらの業務の実施について、所有者の承諾を受けた借地権者の方が対象となっております。

続いて表の次の事業の内容についてご説明します。最初の3行に書いてございますが、今回の事業につきましては平成24年度の第3回のこちらの審議会のほうで、了承をいただいた事項でございます。そのとき平成28年3月までと事業期限をしていたのですが、こちらを延長するため付議するものでございまして、今、30年度ということになっております。こちらのほうでのご説明させていただく期間が遅くなったことは、おわび申し上げます。

事業内容、委託の内容につきましては、24年度のときにご了解いただいたのと同じ内容となっております。改めてご説明させていただきます。

区内には高さ1.5メートル以上の擁壁、崖が約3,500カ所ありまして、地震や台風、集中豪雨などにより、転倒や崩壊が生じると近隣の家屋等に被害が生じることが懸念されてい

るということで、少し飛びますが建築敷地の安全化の促進を行っております。

次の段落のところで、こちらの事業の中でコンサルタントの派遣というのは、この高さ1.5メートル以上の擁壁につきまして、区が擁壁の改修計画の提案や概算の工事費の提示を行うための事業ということでございます。

この擁壁の改修についてですけれども、次の段落のところですが、擁壁及び崖に関する測量技術や改修方法に関する知識と経験が必要となるということで、専門業者への委託により実施しているというものでございます。

内容は（１）（２）ということで記載しておりまして、その後のところに業務の詳細は、別紙事務処理フローということですが、こちらのほうは後ほどご説明させていただきます。

次のページをご覧ください。件名の太字で書いているところでございます。こちらのほうの表の中で、3番目で委託先ということで未定となっておりますが、これは区民の方から申し込みを受けた後、契約を行うということで、現時点では未定という状況になっております。

また、委託に伴い事業者処理させる情報の項目としましては、こちらの表に書いておりますが、2行目のところで、こちらから委託先のほうに提供する情報項目としては、申し込みを行われた方の氏名、住所、電話番号、崖の所在地、所有者の氏名、所有者の方の住所などです。

また、委託先に収集させる情報項目としては配置図、平面図、立面図等現地の状況を収集するということになっております。

また、情報項目につきましては、紙または電子媒体ということでございます。

下から2つ目の項目のところですが、委託の開始の時期として30年4月から3月31日までで、次年度以降も同様に委託を行っていくというものでございます。

委託に当たり区が行う情報保護対策としては、記載のとおりで書かせていただいております。

資料の最後のところ資料7-1、A4横の資料でございます。事務処理のフロー図をつけさせていただいております。真ん中に新宿区、左側に申し込みされる区民の方、右側に委託先ということで書いてございますが、簡単な流れとしましては、区民の方から区に申し込みをいただきます。申し込みを受けますと、その後委託先のほうと委託の契約を結びまして、申し込みされた方の情報をこの委託先に知らせる。委託先のほうから区民の方に直接連絡をしまして現地の場所、現地の確認をさせていただき、現地の調査を行い、結果については区のほうに委託先から提出したものを、区のほうから最終的には改修の提案書ということで申し込み者の方にお渡しするというものです。

大変雑駁ではございますが派遣業務、こちらの内容についてご説明は以上でございます。

【会 長】ご質問かご意見はございますでしょうか。

【三雲委員】委託先、これは未定ということですがけれども、既に行っている事業なので、これまでどういった委託先があるのか、何社ぐらいあるのか。また、今後も同じなのか、それについて教えてください。

【建築指導課長】これまでの例で言いますと、測量会社のほうに委託ということで委託しております。委託に当たりましては、複数社から見積書を取りまして、価格の安いところに契約するという形でっております。今年度も、申し込みを受けた場合には、同じような形で委託会社を決めていく予定でございます。

【三雲委員】案件ごとに見積もりをとられて、いい条件を出してきたところをお願いをしていくということになるわけですね。

【建築指導課長】はい、おっしゃるとおりでございます。

【須貝委員】本審議会の事柄とは直接関係ありませんけれども、事業の実施状況を見るとあまり芳しくないという状況が伺えます、毎年1件とか数件とか。ですから、これだけ崖が多い地域ですから、もう少し自治体としても手厚い支援というか、手を挙げてくるような、そういう支援の形態を、手段を今後とっていかないと、あまりこういうことをやっても進まないと思いますので余計なことでしたが申し上げておきます。

【建築指導課長】委員のおっしゃるとおりで、本当に崖の安全性ということで、しっかりやっていかなければならないというところで、我々のほうもしっかり取り組んでいきたいと思っております。

ただ、1点だけ補足させていただきますと、こちらのコンサルタントの派遣とかを行わなくても自主的に改修いただいている件数というのが、年間に何十件とございますので、そういう意味では、改修するのは我々のほうでは、これとは別に安全化指導というのを個別にやっておりまして、それによって崖の改修というのは進んでおりますので、そういう面も含めてこれからしっかり委員にいただいた言葉も踏まえて、取り組んでいきたいと思っております。

【須貝委員】ありがとうございました。

【会 長】これは工事そのものではなくて、工事をしませんかというような段階から情報収集しているのでしょうか。区民のほうからこれを直したいのだけれどもというその相談に対応しているだけなのですか。区のほうで積極的に探して、区か、業者を使ってか知りませんが、積極的にコンサル対象を選定しているのか、どちらでしょうか。

【建築指導課長】この3,500カ所という箇所については、平成21年から23年に調査を

行いまして、それで24年からこの事業を行っているところなのですが、大体3年に1回ずつぐらいそれぞれの崖の所有者の方には、崖で危険なところがあると改修等を考えてくださいということで安全化指導ということで呼ばせていただいているのですが、ご案内などを送らせていただいているところでございます。

そういうのを受けてご相談をいただく方がいらっしゃるという中では、我々のほうで周知等をさせていただいて、こちらのほうに繋がっているところかなと考えているところでございます。

それと最初にお話しいただいた工事のものかということのご質問に関しますと、このコンサルタント派遣というのは工事の前段階としての計画、改修の計画についての計画をご案内するというものでございます。また、これとは別に工事費の助成というのも、区のほうでは制度として持って支援をさせていただいているところでございます。

【会 長】ほかにご質問かご意見はございますか。

【鍋島委員】2つありまして、いつもこういうのをやる時には業者さんはプライバシーマークを持っていらっしゃる方とか、それから建物関係の防災の関係で見ると場合には、区に登録の業者さんとかそういう制限をされていますけれども、この点は何か随意契約だけでそういうものは書いていないのですけれども、そのところを教えてください。

もう1つは、安全化指導とか資金の助成とか、いろいろ分かれていて、分からないので、何か一本の窓口でできるのかどうか、そのところを教えてください。

それで、やはりこれプライバシーマークというのは、個人情報は今業者に流れていて、そのところを、建物が建てられそうなところには、もう積極的に入っているという地域の状況もあります。崖であろうと、そのところに建てそうな人もあるらしいのです。ですから、新宿区でやっていただいても、どうしようもないというような声も聞きます。よろしくお願いします。

【会 長】ご説明ください。

【建築指導課長】まず1番目の業者についてなのですが、こちらのほうは登録している業者の中から選ばせていただいているということでございます。

【鍋島委員】それが括弧で登録業者ということですね。

【建築指導課長】はい、おっしゃるとおりでございます。2番目のご質問のいろいろご相談いただくのというところですが、崖のことは、私ども建設指導課のほうで窓口になっておりまして、ご相談いただく場合には、何かあればすぐご説明させていただいている

ので、そちらのほうでお話しいただければというところです。

それと個人情報ということに関しては、申し込みいただいた方には、この内容はこの後、業者のほうから連絡が行くので、業者のほうにもお伝えしますということはご了解いただいて、その上で申し込みいただいた方には、ご連絡させていただくという形をとらせていただいているところでございます。

【鍋島委員】そうすると、そこに行けばいろんなことを全部教えていただけるのですね。そうしたらそういうふう聞いた方に回答しておきます。

【建築指導課長】建築指導課にご相談いただければ、お答えさせていただきます。

【会 長】ほかにご質問。

【伊藤委員】これ紙とCD-Rのやりとりが2つあると思うのですけれども、この紙で最初にやりとりするのが氏名と住所ということだと思うのです、このフロー図を見る限り。その後CD-Rというのが、これが崖の情報だけが入るのかなと思ったのですけれども、このCD-Rに入っている情報の内容というのが、どういうものかというのと、この図を見ると改修提案書をつくって、それをまた申し込み者に返すという流れだと思っているのですけれども、このCD-Rの情報をそのまま申し込み者に渡すのか。これは多分印刷して送付と書いてあるので、何か印刷をしておくのかなとも思うのですけれども、ここの流れが、ちょっと気になったので教えてください。

【会 長】ご説明ください。

【建築指導課長】委託先から区に提供される紙、CD-Rにつきましては、計画図であるとか、それから積算書とか、そういうものが出ているものを紙とCD-Rの両方に記載したもので出されるというものでございます。その後、申し込みされた方にお渡しするものとしては、今委員おっしゃられたとおりで、紙として焼いたものでお渡ししてございます。CD-Rは区のほうで提出を受けて、それは区のほうで持っているもので、特にCD-Rをお渡ししているという形ではないというところでございます。

【伊藤委員】ありがとうございます。このCD-Rに関しては、どのように管理というか、期間は、どこかに書いてありましたっけ。この辺りのCD-Rの保管というか、保管する理由というか、その辺りのところも教えてください。

【建築指導課長】崖に関する安全化の状況というところで、我々のほうではこういうことが必要だというところで、CD-Rとして保管をさせていただいており、そちらについては個人情報も掲載されている内容なので、そういう点では適正な管理ができるところで、保管をさせて

いただいているというところでございます。

期間ですね。こちらのほうは崖のところ、安全化のものということで、基本的に永年という形で、保管はさせていただいているところでございます。

【伊藤委員】気になったのが、CD-Rのまま保管するというのは、あまりやらないのかなと思って。CD-Rをまた区のサーバか何かに入れるというのもあるのかなと思ったので、どちらかというとそっちのほうが個人的にもいいような気はしているのですが、CD-Rごとずっと保管して、何か情報を見たいときにまた引っ張り出してきて入れて見るみたいなことをやっているのかなというのがちょっと気になったので、そこをお答えいただきたいのと、この委託先のこの図のところ、下にデータというところがあって、「(データ) サーバから消去する」というのがあるのですが、ここが例えば今CD-Rの話があったのですが、CD-Rが例えば複数枚ここでできるということもあると思って、このサーバという表記はちょっと違うのかなというのも思ったのです。

例えばパソコンのデータを消去する。これは分かるのですが、あとは例えばCD-Rだったり、ほかの媒体も消去するというのは分かるのですが、何かサーバというのはちょっと当てはまらないのかなとも思ったので、どういうことが行われているのかというのがちょっとどうなのかなと思ったので。CD-Rを捨てるとか、割って捨てるとか、データはパソコンから消すほうがいいのかなどは思ったので。多分そういう意図だと思うのですが、たまたまここがサーバになってしまっているということですね。多分次の議題もそうだと思うのですが、ここはどうですか。

【会 長】ご説明ください。

【建築指導課長】後半のほうのサーバということに関しては、今、委員のご指摘のとおりなので、その点表現としては適切でなかったところがあるかと思います。そういう意味ではデータをしっかり消去させるという趣旨で、書かせていただいたというものでございます。

それと最初にございましたCD-Rでの保管ということに関しましては、今現在そのような形をとっているのですが、今後の保管というところでは、よりよい方法というのは、今後我々のほうでは検討していきたいと考えます。

【会 長】ほかにご質問かご意見はございますでしょうか。それでは、ないようでしたら本件は報告事項ですので了承ということにしますが、よろしゅうございますか。本件は了承ということで終了いたします。

続きがあるのですか。次の議題でいいのですね。次に資料8「土砂災害警戒区域等内の専門

技術者派遣業務の委託について」であります。それでは、ご説明をお願いします。

【建築指導課長】こちらのほうは土砂災害警戒区域といいまして、昨年3月にこの土砂災害警戒区域というのが、東京都により指定をされたものでございます。その区域において、やはり専門技術者を派遣ということで、基本的な流れにつきましては先程の崖、擁壁のコンサルタント派遣と同じようなところでございます。

土砂災害警戒区域というのは、急傾斜の土地で、崩壊等により土砂災害が発生した場合に住民等の生命または身体に危害が生じるような恐れのある区域を言っております。

事業の概要、表紙の裏のところの事業の概要をご覧ください。3つ目のところに目的がありますが、この土砂災害警戒区域というのがございますが、この警戒区域、また特別警戒区域。こちらの安全化の対策を行うために助言等を行う専門技術者を派遣しまして、安全化及び敷地の耐震化を図るというものでございます。こちらは区内の土砂災害警戒区域等に存する敷地、もしくは建築物の所有者。また、この業務の実施に当たって所有者の承諾を受けた方ということになります。

こちらの事業についてなのですが、先程のコンサルタント派遣との違いのところで、簡単にご説明させていただきますと、先程のコンサルタント派遣というのは個々の敷地における擁壁、崖、こちらについて改修等を考えている方に対して専門技術者を派遣するというものでございますが、今回のこちらの土砂災害警戒区域というのは、1つの敷地でなく面的に係っているものでございまして、その面的に係っているこの区域の安全化ということで、土地の所有の複数の方々安全化を考えたいという場合に専門技術者を派遣するというもので、平成29年の3月に区内に20カ所の区域が指定されたということを受けまして、この専門技術者の派遣ということをはじめたものでございます。

こちら本来ですと昨年度から実は始めているものなので、こちらのほうも30年度の報告ということになりましたが、事業を行うに当たり、先程のコンサルタント派遣と同様、申し込みをされた方から申し込みの方の住所等についての情報を受けまして、やはり業者のほうに委託をするということで、先程と同様の情報について業者に提供することがございますので、審議会のほうに諮らせていただいているものでございます。

恐縮ですが、内容は先程の内容とほぼ同様の内容ですので、説明のほうは以上とさせていただきます。

【会 長】ご質問か、ご意見ございましたらどうぞ。

【三雲委員】先程の案件だと委託先については、測量会社ということでしたけれども、今回の

この技術者派遣も同様の会社が選ばれてくるのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【建築指導課長】同様に考えてございます。

【三雲委員】選定の仕方、方法も複数社に見積もりを出していただいて、最もよい条件のところを選ぶということなのですね。

【会 長】説明してください。

【建築指導課長】はい、その予定で考えてございます。

【会 長】ほかにご質問か、ご意見ございませんでしょうか。なければ本件も報告事項ですので了承ということでよろしゅうございますか。本件は了承ということで終了いたします。

次に資料１２「区内４警察署への６５歳以上高齢者名簿の外部提供について」であります。それでは、ご説明ください。

【安全・安心対策担当副参事】「区内４警察署への６５歳以上高齢者名簿の外部提供について」ご説明いたします。資料１２－１という色のついたポンチ絵に基づいて事業概要を説明させていただきますので、ご覧いただければと思います。

本事業につきましては、特殊詐欺の根絶に向けて区で購入している自動通話録音機を効果的に貸し出すために、区内４警察署に６５歳以上の名簿を提供し、全世帯に戸別訪問をして注意喚起をしてもらうとともに、被害に遭いやすいと警察が判断された高齢者に対して、自動通話録音機を設置していただくというものでございます。

オレオレ詐欺や還付金詐欺を初めとする特殊詐欺対策として、区におきましては高齢者が集まるイベント、町会、自治会を通じた啓発活動を実施するとともに、広報紙や区民、警察署からの情報に基づき安全・安心メールを発信するなどの注意喚起を行っており、また平成２８年には区内４警察署等と特殊詐欺の対策に関する覚書を締結し、それ以降、各警察署等と連携し、被害防止に有効な自動通話録音機を希望する高齢者に対して、貸し出してきたところでございます。

しかしながら、下のグラフに書いてございますように、平成２９年度の特種詐欺の発生件数につきましては増加傾向がとどまらず、被害件数につきましても前年比プラス５５件の１３０件、被害額も前年比プラス８，９００万円と急増しているところでございます。

ただし、この数字につきましても実際に警察に被害届を出した人の数であり、もっと多くの人が特殊詐欺の被害に遭われ、誰にも相談できずに苦しんでいるものと考えられます。また、被害者を年代別に見ますと、６５歳から被害件数が急増しており、約８６％が６５歳以上の高

齢者であったというところでございます。

課題のところに記載がありますように区といたしましては、今まで区民に対して様々な機会を捉え、注意喚起を行ってきたものの、被害認知件数の増加に歯どめがかからないなど、その対策が行き届いておらず、また自動通話録音機の貸し出しにつきましても、区民からの申し出に基づき貸し出しており、本当に必要とする方に自動通話録音機の貸し出しができていないのではないかという課題を認識していたところでございます。

一方、警察におきましても各種広報活動や金融機関等における警戒、声かけのほか、高齢者宅に戸別訪問をして注意喚起を行い、また留守番電話機能の設定をするということをしてまいりましたが、被害に遭われた方の一部しか警察においては把握をしていなかったということでございました。

資料 1 2－2 をご覧ください。このような課題に対処するために、区では区内 4 警察署とさるなる連携を図り、区が区内 4 警察署に高齢者名簿及び自動通話録音機を提供し、区内 4 警察署に戸別訪問、注意喚起をしてもらうという事業を立ち上げ、この実施を確立するとともに区民に広く本事業を周知徹底するという意味で覚書を交わすとしたところでございます。

次に本事業における提供した高齢者名簿の流れを説明いたしますので、A 4 横の資料、資料 1 2－3 をご覧ください。矢印と其中的丸数字が事業の流れとなります。高齢者名簿につきましては危機管理課において氏名、振り仮名、住所、生年月日が記載された名簿を区内 4 警察署の管轄地域ごとに 1 冊ずつ作成後、区内 4 警察署の管理者に対し名簿を直接持ち込み、管理責任者の自席周辺の施錠可能な収納設備で保管してもらいます。

そして、②にございますように管理責任者は閲覧権限者を指定し、また戸別訪問実施者と閲覧権限者に対して、個人情報の取扱いに関する指導・教育を行うとともに、閲覧権限者に対して戸別訪問実施に向けた地図の作成を命じます。お手元に地図のイメージを別資料でつけております。これが地図の名簿でございます。

したがって、提供した高齢者名簿につきましては、管理責任者の監視下にとどまり、複写や警察庁舎からの持出しはせず、戸別訪問実施者につきましては、管理責任者から指定された閲覧権限者が名簿のもとに作成した地図に基づいて戸別訪問をすることとなります。そして、③、④にありますように戸別訪問実施者は、この地図をもとにそれぞれ指定された高齢者宅に対する戸別訪問を実施し、注意喚起を行い、固定電話機に留守番機能がある世帯に対しては留守番電話機能設定を行い、留守番電話機能のない世帯には自動通話録音機の貸し出しを行っていくという流れになるところでございます。

なお、この地図につきましても個人情報に記載されていることから、戸別訪問実施後には⑤にありますように閲覧権限者に返却し、閲覧権限者において確実に裁断をすることとしております。

次に参考の１２－２、情報の提供に関する協定書をご覧ください。後ろのほうでございます。区内４警察署におきましては、この東京都個人情報保護条例に基づき提供された名簿を、適切に保管していただくところではございますが、本事業につきましては区の事業として行われるものでございますし、また提供を行うこととなる個人情報の件数が非常に多いため、第２条におきましては、特殊詐欺根絶対策以外には使用してはならないとする目的外利用の禁止、及び複写や庁舎外への持出しの禁止などをうたうとともに、第３条におきまして、区民から個人情報の提供、利用の停止を求められた場合には削除するということを明示して、個人情報の保護対策の万全と、警察への名簿の提供を望まない人からの要望を受けるための措置の徹底を図ろうとするものでございます。

最後に１２－２の資料に戻っていただきまして、右下のほうに今後の予定というのがございます。本審議会の承諾を得て、先程申し上げました覚書のプレスリリースのほか、町会連合会や地区町会連合会での説明、議会での報告、「広報しんじゅく」や区のホームページによる広報を行い、区民に対する本事業の周知徹底を図り、警察への名簿の提供を望まない方からの要望を受けるための一定の期間をおきまして、９月から事業を開始していきたいと考えているところでございます。

【会 長】ご質問かご意見がございましたらどうぞ。

【川村委員】資料を拝見しまして非常に被害件数が前年比でも増えているというところでは、こういった対策をとろうというその趣旨というのは分かるかなとは思いますが、何点かお伺いしたいと思います。

まず、これは区内４警察署へのというところですが、これは区の事業として区のほうからこういった事業をしたいということで警察のほうにお話があったのか、それとも特殊詐欺というところでそれこそ全国的に問題になっておりますので、そういった中で警察からのこういった働きかけがあったのか、その点はいかがでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【安全・安心対策担当副参事】区の事業として警察のほうに働きかけたところでございます。特殊詐欺のアウトリーチ的な事業をしなければならないと区のほうで認識があったところ、警察におきましても高齢者の個人情報を一部しか把握していないということから、区のほうから

提案して、このような事業をやるように考えたところでございます。

【川村委員】経過というか経緯というのは分かりました。それで多分この資料12-1、2、3というところは多分プレスする資料、あるいは町連の方に説明する資料なのかなというようには思うのですけれども、細かいことでごめんなさい。分かりやすいように図が書いてあるのですけれども、戸別訪問実施者というのは、絵のほうは、警察の制服ではなくて警備会社の方の服っぽいのが書いてあるのと、下のほうのシュレッダーというのは社外秘と紙には書いているのですけれども、これは、こういう表記だと先程の説明と誤解が生じるような感じもするのですけれども、そこら辺はどうなのでしょう。

【安全・安心対策担当副参事】委員のご指摘のとおりでございます。こちらのほうは修整させていただきたいと思っております。

【川村委員】そうですね、それこそ見たイメージだと、これは委託するのかなと誰しも思ってしまうと思いますので。

あと社外秘というところもそうですけれども、警察の責任において、その警察官の方が戸別訪問についても実施すると、こういう理解でよろしいのでしょうか。

【安全安心対策担当副参事】そのとおりでございます。

【川村委員】分かりました。では、くれぐれも誤解がないようによろしくお願いいたしますと思います。

それで、あとこれはアウトリーチが必要というところで、今まで本来そういった事業を理解していただいたり、機器の設置をしていただいたりしてほしい方が、なかなかできていないと。こういう中で今のお話、施策の実施だったと思うのですけれども、29年度の貸出事業の実施ということでは500台というところで、今回800台というところで書かれているのですが、情報提供する人数というか数と、800台の目標というのが多いのか、少ないのかというのはちょっと情報提供する数としては全員の分を提供しますというのは分かるのですけれども、その800台設置するには、全く情報漏えいしないということが前提ではあるのでしょうか。でも、これだけの情報提供をする例というのは、他に事例が聞いたことがないのです。ここら辺での検討というのはどのような検討がされたのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【安全・安心対策担当副参事】委員ご指摘のとおりでございますが、本事業につきましては警察官による直接の注意喚起、そしてその後に留守番電話機能が高齢者宅にある世帯については、留守番電話機能の設定をしていただくというのが目的でございます。最終的に黒電話をまだ使

っている方とか、留守番電話機能のない電話を使っている方につきましては、この1, 000台の自動通話録音機を充てていこうという事業でございます。

したがいまして、6万7, 000という数に対して800というよりは、全世帯の留守番電話機能の設定をしていくというところにもメインがございますので、必ずしも少なくはないのではないかと考えているところでございます。

【川村委員】意気込みはすごい、そういう意気込みでやっていただくのはいいのだと思うのですがけれども、実際警察の業務の中で巡回カードを記入していただくということもやられていますけれども、先程の話、ご説明でも全世帯にやるのだということでのお話でした。全世帯でやるということであれば、これだけの情報提供というのは前提として必要なのかなと思うのですけれども、その4警察署についてもこの1年でそれをやるということでのお話の中でのこういう情報提供なのか。本当に情報量が非常に多いのですので、そういったところもどうなのかという思いがあるのですけれどもいかがでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【安全・安心対策担当副参事】こちらから警察のほうに提案したところ、警察のほうでは、全世帯回ると言っているところでもございました。また、私達どもでも本当に回れるかどうか数を検証しましたら、3カ月から1年程度で回れるのではないかとこのところがありましたので、本事業の立ち上げに繋がったところでございます。

【川村委員】そうすると今回の協定というのは1年ということなのですが、今のお話であれば1年、今回提供して、その後どうするか、こうするかという話は今の段階ではないと思うのですけれども、1年でその事業を行うという意気込みだということでは分かりました。

もう1つ、この様々な情報漏えい対策、二重、三重にさせていただけるというのはご報告で分かったのですが、この参考12-3であるようなこの地図に落とし込んだものというのは、持って帰ったときはシュレッダーしますよということで書かれているのですが、これは紛失した場合等々のその情報の伝達だとか連絡だとか、あるいはこの地図に載っている該当者の方への連絡とか、そういったものについては、どのようになっているかお伺いしたいと。

【会 長】ご説明ください。

【安全・安心対策担当副参事】警察署のほうから紛失等がございましたら、警察署の管理責任者より私に速報していただくこととなります。私のほうで現地調査するとともに、区政情報課に報告をいたしまして、区の事故対応のマニュアルに沿って対応していく予定でございます。また、警察には失くした物をきちんと人海戦術で探してもらうような措置をお願いすることと

したいと考えております。

【川村委員】分かりました。私の経験なのですが、選挙はがきを出したときに情報漏えいしましたというのが、郵便局から、だいたい前なのですが、実際こういうことがありましたと該当者に報告があったことがあったのですが、情報を管理する側にあっては、そういう情報が漏えいしない前提で、やっていただかなければいけないのですが、そのときの対応というのも特に本人、これだけ大きい情報を提供するというので、4警察の相当数の方が、従事しないとこれはできない仕事だと思いますけれども、その中で事件、事故ということがあってはならないことなのですが、そういったときの対応ということも含めて、区の事故対応の方針の中でされるということなのですが、しっかりとそれはそれでやっていただきたいと思います。

あと先程、十分な周知期間をとということがありましたが、情報を載せていただきたくないという方については、説明の中では区にそういった旨を報告すれば削除できますよというお話ですが、これについては区の広報か何かで、区民の皆さんにお知らせするということの理解でよろしいのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【安全・安心対策担当副参事】はい、そのとおりでございます。資料12-2の右下に書いてあるとおりの周知をやっていきたいと考えているところでございます。

【川村委員】その点は分かりました。ただ、これだけこういった事象、事故があるという中で、そういった取組みもしなければいけないということで、対象世帯、全世帯を訪問するのだという意気込みというのは理解するところではあるのですが、一方これだけの情報量のことですので、非常に他区の状況等々もお伺いしたいところなのですが、ここは慎重に、あるいは決して間違いがあってはいけないということで、対応していただきたいと思います。

ちょっと長くなりましたので一旦終わります。

【会 長】ちょっと幾つか、4警察というのは新宿区全部を管轄しているのですか。何ですか、4警察というのは。ご説明ください。

【安全・安心対策担当副参事】新宿区を管轄する警察署につきましては4警察あり、4警察で新宿区の管轄全部を受け持っているところでございます。

【会 長】65歳以上は6万7,000人ということですか。そうですね、ここの資料のとおりで。

【安全安心対策担当副参事】そうでございます。

【会 長】それでそれを戸別訪問して歩く、警察官が戸別訪問して歩く。問題は警察官が行って話題がこれで限定できるかという話なのですがけれども、昔、警察官は戸別訪問して家庭の事情を全部聞き取っていた時代が、つい最近まであったわけです。20年ぐらいまでは来ていたと思うのです。

ところが、最近もう来ないですね。いろいろ警察のほうも考えているのだと思うのです。6万7,000件というのは、これは結構大きな数字で、住宅状況の把握に繋がる可能性があるのではないかという恐れを考えないといけないわけで、だから警察官が行って本当に特殊詐欺事件だけの話をしてくるのか、何かついでに話をしてくるのか、という問題があると思うので、その辺りの区としての指導監督というのは、どういうふうに考えておられるのでしょうか。ご説明ください。

【安全・安心対策担当副参事】今回の戸別訪問につきましては、特殊詐欺だけの対策でやっていただくこととしております。また、区で作成しました、チラシを使用していただき、その連絡先も区の連絡先を書くような、そのようなチラシを配ってこの戸別訪問対策をしていただく予定でございます。

【会 長】チラシを配るだけだったら、この地図を渡してポストに入れてもらえばいいのだから、そうではないわけでしょう。対面するわけでしょう。面談するわけですね。扉をあける人もいるだろうし、中をのぞく人もいるかもしれないし、いろいろ全てがそうだとかというのではない。問題は危険の問題なので、リスクの問題なので、そこらを警察と区とどちらの力が強いのか知りませんが、警察のほうが強いのではないか、この問題は。区としては相当ちゃんと、きちっとものを言わないと、向こうのペースで全て進んでいくのではないかと思うのです。

さっき申し上げたように、特殊詐欺以外の情報収集に繋がるという可能性はやっぱり考えて、区としては頼む以上、その件の責任は区が負うぐらいの覚悟で警察を指導していただきたいというふうに思うのです。これは意見ということで。

それから、65歳というのは毎年変わってくるわけです。だから、1年で全部回れるのかどうかも知りませんが、これは事業として今年度だけではなくて、毎年続いていくのだらうと思うのです。少なくとも5年たったらやり直さないと、最初の名簿ではだめだらうと思うので。

そういうことをどうしておられるのかとか、もう1つは警察がどれだけ活動したのか、活動

報告はというふうに受けることになっているのかという、そこらはどうでしょうか。ご説明ください。

【安全・安心対策担当副参事】会長が最初に言われました警察をグリップするという件に関しては、私は一生懸命やってまいりたいと思っております。

2点目でございます。継続性につきましては、1年間の事業効果を見て、来年度また65歳以上の名簿を全部出していただくのか、もしくは転入された方だけを出していただくのか等を検討してやっていきたいと思っております。

また、最後の進捗の管理につきましては、12-3の横表の最後に書いてありますけれども、7として戸別訪問の実施状況。これは数字として実施状況と自動通話録音機の配布の件数につきまして、報告を受けたいと考えているところでございます。

【会長】件数ですか。そのリストは渡しているわけで、住所、氏名、リストで言えば番号がついていると思うのですけれども、どこへ行って録音装置を貸し出したとか、そういうことの細かい報告は受ける予定はないのですか。ご説明ください。

【安全・安心対策担当副参事】そのとおり、細かい報告につきましては、警察のほうにお任せしようかと思っております。特に受けることは想定しておりません。

【津吹委員】先程区町連等でご報告をということがあったのですけれども、我々も区町連だけではなくて警察、当然ながら防犯協会と連携して同じことをずっとやってきています。勉強会の中で警察が配布する録音機ですか。あれをつけてくださいということはずっとやってきました。

逆にかつ、ここで広報して、こういう形で警察が行きますよと言った場合に、いつとき消防のほうから来ましたという詐欺がはやったように、逆にみんなに来るのだなということで、警察から来ましたということで、詐欺事件がまた逆に言うとプラスになってしまったりとか、逆にマイナスの部分も、リスクも感じたものですから。であれば今、警察は例えば1エリアに詐欺の電話がかかった場合に、警視庁から一斉に電話でこのエリアに電話が入っていますということで一斉にかけています。そのときに例えばこういうものがありますよという広報をしていただくだけで、逆にここまで大々的にやってリスクを抱えてやるよりはそのほうがいい。

ないしは消防法が変わったとき消火器ですか。あれを設置するときも、我々町会長と消防署員が一体になって戸別訪問させていただいて中の設置状況を確認したりだとか、設置を義務づけられたから設置してくださいねということだったり、消防署からエリアに何十個かやはり配布をいただいて、それを一緒につけたりということをしてまいりました。

逆に言うと、ここまでオープンにし過ぎてしまうとリスクを抱えるということがあるので、町会単位で町会長がこういう事がありますよという、全世帯回っていただけませんかというような形でやったほうが、区報に載けて全世帯に連絡が行きますよ、警察が行きますよというようなリスクはやらないほうが、逆にいいのではないかなという、私はそういう意見をこの説明をお聞きして思っただけですけども、いかがでしょうか。逆に言うそういうリスクは考えていないのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【安全・安心対策担当副参事】そのようなリスクを考えまして、外部委託等ではなく警察官のほうに回っていただくということを検討したところでございます。また、警察官につきましては、基本的には制服のお巡りさんが手帳を示してやるような形で戸別訪問をやっておりますので、なかなかそれと同じようなだましのことはないのかな、と私は考えているところでございます。

ただ、周知の方法につきましては、委員のご指摘のとおり警視庁のほうからも、大きな警視庁の広報ニュースみたいなのに載せていただくとか、そのような形で検討していきたいと考えております。

【鍋島委員】今の続きです。私も消費者センターの相談員でやっていましたけれども、必ずこういうふうに区報に載ったりすると、今の消火器ではないですけども、きちんとした制服と同じようなのを作りまして、それで水戸黄門ではないですけども、あれも同じようなのをつくって回ります。

それで、今、高齢者は、それはどっちがどっちかと、見たこともありません。普通の人は、警察官が持っているものを見たことがないから、偽物でも本物と思ってしまうわけです。また、上手ですから初めは何も売りつけません。情報だけとります。私も町会もやっていまして、この間も総会がありましてその話も出て、議員さんも出ていましたけれども。

だから、やっぱり認知症の方だったら一緒に行かないと、あけることも、それから話すこともできません。その60何万だったら認知症の方も結構、私も家族の会をやっていますけれども、いらっしゃいますから、誰か一緒に行かないと、これは両方が大変だと思います。

それと、行く日にちです。オープンにしてこの期間です、ではなくて、ガス会社みたいにお宅にはこの日に行きますよ、この日とこの日に行きますよ、どうですかという感じにしないと、これはあけることもしない地域もあります。うちは西新宿ですけども、何があってもあけるのをやめようという人もいます。

ですから、これは絵にかいた餅で、とてもいいように見えますけれども、今、町会長さんがおっしゃったように、具体的にはとても難しいと思います。

【会 長】何かご意見ございましたら、ご説明追加してください。

【安全・安心対策担当副参事】委員からのご指摘を受けまして、一応防犯協会や町会長の方と協力して、警察官が回るような方向で調整できればと思っております。ただ、町会長の方だけで行くと、またいろんなことがあるかと思しますので、警察官がメインとしてご協力をいただきながら、本事業を進めていきたいと考えております。

【会 長】今の説明はそれでいいですか。関連で、こちらでいいですか。

【ひやま委員】今の関連なのですけれども、町会長という話がありましたけれども、以前何かで議論したことがあるのですけれども、そういった公の人達が行くときにやはりその高齢者の方々が、例えば町会の方とか知っている方に一緒についてきてもらえると安心するというのがひとつあったというのが、そういった議論を何かでやったことがあるのです。

それと、今、町会長の話をしましたけれども、新宿区内には民生委員の方がいらっしゃるではないですか。民生委員の方は同じ名簿を多分持っているはずですよ、高齢者の。でしたら町会長のみならず、民生委員の方は通常の活動として高齢者の見回りをしていいらっしゃるの、その辺の方々との意見調整をしながら事業を進めていくというのも1つの手だと思いますので、意見として。

【鍋島委員】 それと今、施設にお入りになられても、町会の町会費なんかは娘さんが入った人のお名前で渡されるのです。もうよっぽど親しくないで施設に移られたのか、最近移られたら、もう分からないです。

それともう1つは、マンションとかそういうところは、町会に入っていないところは多いです。自治会を持っていますから。その自治会もないところもあって大変な状況になっていますから、やはりこれをやる前に、よく新宿区の状況をお調べにならないとだめだと思います。

そのお名前になっても外国の方が住んでいらっしゃる。町会費をいただきに行ったのですけれどもびっくりしました。というおもしろい状況があります。

【会 長】分かりました。今のはご意見だけでいいですか。何かコメントありますか。

【三雲委員】事務局にまずお聞きしたいのですけれども、6万7,000人と、かなりの大きい数字の名簿です。これはまず元データはどこからとってくるのでしょうか。事務局のほう、ご説明ください。

【区政情報課長】住民基本台帳のデータを、8月31日時点ということで考えてございます。

【三雲委員】住民基本台帳のデータの目的というのはもともと何でしたか。

【区政情報課長】住民福祉の向上ということで、もちろん住民基本台帳の事務もそうなのですが、行政のあらゆる事務で使わせていただいているところでございます。

【三雲委員】自治体の持っている住民基本台帳のデータというものは、自治体はその行政サービスをその区域に住んでいる住民に対して提供するための情報セットですよね。これを目的外に使用するということは、まずあり得ないと思うのですけれども、第三者に提供するというこの点についても、当然縛りがかかっているのです。

まずオプトアウトは今回設定されているようではございますけれども、本人の知らない可能性のあるところで、これだけ多くのデータを外部の機関に提供した事例というものはどれぐらいありますか。

【区政情報課長】新宿区においては、これだけの規模については、今のところ事例としてはございません。

【三雲委員】これだけの規模の情報を出すということは今回初めてということをお聞きしました。その上で参考の12-1というものがあって、この覚書を見ると区の側は警察に対して高齢者名簿を提供すると、今回のこのお話です。この覚書は自動延長になっている。1年ごとに延長されるということになっているのです。この覚書に基づいて今度協定書があって、名簿を提供するということが書かれている。そうするとこれは毎年、毎年この状態で自動更新されて、毎年、毎年65歳の方の情報というものが一括なのか、あるいは差分なのか分かりませんが、提供されていると読めるわけなのですけれども、そのような理解でよろしいですか。

【区政情報課長】先程会長からのご質問で期間についてもございましたけれども、協定については、ある程度この被害の状況の課題が解決するまで、というところの覚書の期間になってございます。

本審議会にお出しした調査票について、継続とさせていただいてございません。今回まず今年度名簿の提供をして、先程副参事からもございましたけれども、どういう効果があるのかというようなことを一度実施をした時点で確認をして、その後、次年度以降も同じやり方でいいのかどうかということについては検証した上で、また改めて次回提供するに当たって、審議会にお諮りをしようと考えてございます。今回についてはこの1回についての諮問ということで考えてございます。

【三雲委員】それはこの審議会との関係でそうなっていて、ただ警察との間で結ぶ覚書はそうではなくて、協定書も違う内容になっていますよね。ということは、当然のことながら区の側

の考え方としては、継続が想定されていると読まざるを得ないと思います。もしそうでないとするならば、この書きぶりは変えていただく必要があると思います。

それから、もう1つ、今、効果等について検証しながらというお話がありまして、もうある種これは社会実験だと思うのです。こうした社会実験のために全区において、これだけの規模のデータを外部に対して提供するというのを、区としてどのようにお考えなのか教えてください。

【会 長】どうぞ事務局。

【区政情報課長】今、外部提供の考え方ということで、原則外部の機関への提供に当たって、個人情報を提供するに当たっては、当然個人情報の本人の利益というようなところと、提供するに当たって発生するであろうセキュリティといいますか、危機ということを両方兼ね合いをした上でということになるのですが、今回副参事からもお話がありましたけれども、今般の被害の発生状況ですとか、区内における特殊詐欺の課題の重さというのを非常に重く受け止めて、区として実施をしていきたいと考えているところです。

ただ、その実施をするに当たっては、やはりその個人情報の取扱いについては、十分対策を講じる必要があると考えてございます。

【三雲委員】ちょっと今、誤解があるように思ったのですが、個人情報を外部に出すに当たっては、それによるメリットと個人情報がどこかに流出してしまうデメリットというお話がありましたけれども、そうではなくて、個人情報を出すメリットがあったとしても、基本的にはまず出さないというのが個人情報保護対策というか、法であるとか、この条例の趣旨だと思うのです。この点はいかがですか。

【区政情報課長】大変失礼いたしました。まず大原則としては外部提供の禁止ということで、外部提供について、基本は出さない。ただ、今、例外的な考えということでご本人の同意であったり、法令にあったり、それからまた審議会のほうにご報告をしてご意見を聞いた上でというようなところでございますので、その点については訂正させていただきます。

【三雲委員】その上でお聞きしますけれども、この12条の2項の各号がありますね。外部提供ができる場合があつて、4号に審議会があるのですけれども、これは審議会の同意さえあれば、何でも出せるという考え方で作られたものではないと思うのですが、基本的にはやはり1号から3号というものがあつて、それに準ずるような場合において、きちんと限定的な形で出せるということを審議会で審査するということが大前提になっていると思うので、この辺の理解はいかがでしょう。

【会 長】事務局どうぞ。

【区政情報課長】繰り返しになりますけれども、審議会のほうにお諮りをして、通れば何が何でもというふうな考えではございません。本当に必要な事業において、必要な最低限度において区が提供を判断した場合に、審議会にお諮りをした上で事業を進めたいというような考え方でございます。

【会 長】いずれにしろここに今かかっていますし、かけることはよかったと思っていますので、その審議を深めていただきたいと思います。言いたいことをどんどん言ったらいいと思う。

【三雲委員】基本的にアプローチをする必要があるから個人情報を出すということなのですから、アプローチの必要性がある人かどうかというところについて、65歳というくくりをまず出してきて、6万7,000人という人をくくり出してくると。このくくり方は適切だというふうにお考えなのでしょうか。

【会 長】どちらが。事務局ですか、むしろ説明者ではないでしょうか。なぜ65歳となったのかということは。

【安全・安心対策担当副参事】資料12-1のほうを見ていただきたいと思いますのだけれども、被害状況の年代別の発生状況がございまして。こちらのほうを見ますと、やはり65歳以上の方の昨年の被害の発生件数が2桁になっている。60歳以上ですと6件なのだけれども、65歳以上から20件以上ということになっておりますので、こちらのほうをくくり出したところでございます。

【三雲委員】そういう聞き方をしているのではなくて、今まで区が個人情報を外部に出すというときは一定の蓋然性がある。何歳以上の方々には潜在的にこういう危険があるから、その人達全員にアプローチをしようということで、情報を外部に出すということはしてこなかったはずなのです。

基本的にこういったニーズがこの人にあるからということで、その人にアプローチをするために情報を出していく。それが第三者提供だったはずなのだけれども、今回の考え方はそれとは違うと思うのだけれども、その点について事務局のほうはどういう検討をされたのでしょうか。

【会 長】事務局のほうで。

【区政情報課長】65歳以上ということで、規模も大きいというのは事務局でも認識しております。より絞り込めないかという検討については、例えば世帯構成でひとり暮らしの方を対象

とすべきではないかという話や、ご家族と同居をしている方についてはという議論ももちろんしたところなのですが、今実際にご家族と住民票上で同居をしている方についても、昼間の時間帯は1人でいらっしゃることも多かったり、実態は、住民票上の世帯と実態と乖離しているということも多いようなこともありまして、なかなか選別ができないと判断をしたところでございます。

ですので、65歳以上の方がいらっしゃる世帯の中で、より効果が出るような世帯の絞り込みがこれ以上は難しいのではないかと事務局としても考え、今の諮問の内容になっているところでございます。

【三雲委員】今回、回ったときに巡回連絡カード等を作成するとなっているのですが、この巡回連絡カードを作る場合というのは、どういった場合でしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【安全・安心対策担当副参事】巡回連絡カードにつきましては、警察官が回って本人の同意を得られたときに、非常時に活用するために作るものでございます。

【三雲委員】そうすると考え方としては、原則として巡回連絡カードが作られていって、そしてそれが警察のほうで保管され続けるということになりますね。そうすると、基本的にこの名簿については一定の期間ごとに区に返されてきて破棄されるとしても、同じデータがずっと警察のほうには残り続けると原理的には考えざるを得ないわけなのです。

そうすると、結局個人情報とは目的外には利用しませんという話があったり、あるいは区のほうに必ず返ってきますと言っても、巡回連絡カードという形に別のデータセットになったときには、その利用方法は警察の中で決まるわけなので、区から回った情報の使い方は必ずしも今ここで議論しているような使い方だけではないというふうになってしまうのですが、この点について巡回連絡カードの保管とか管理の仕方を、この件に関しては全く別にするという考え方はあるのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【安全・安心対策担当副参事】参考の12-2の協定書を見ていただければと思います。こちらの2条の6でそのような議論をしました。警察がそのような活用をしたいという、警察を交えた検討でありましたので、それをあえて明示的に禁止するために、この6項を入れているところでございます。

しかしながら、今回のこの件に関して巡回をして巡回連絡カードを作成するというのは、もちろん本人同意をとってからにしてくださいということをお願いしているところでございます。

【三雲委員】ちょっとそれは違うのではないかと思います。本件の目的だけで使うという情報を、その目的だけで使うということであれば、巡回連絡カードはやっぱりつくってはいけなはずであって、だからこそ得た個人情報、区から提供された個人情報は地図も含めて廃棄するという考え方が立っているはずなのに、巡回連絡カードを作ることを警察のほうに求めていて、個人の同意と言ったって基本的に拒否する人はいませんから。そうすると蓄積されていくことになるわけなのです。これはどう見ても、この部分で穴があいていると言わざるを得ないわけなのですけれども、事務局はチェックされているのですか。

【会 長】事務局、回答できればどうぞ。

【区政情報課長】今副参事のほうからご説明がありましたけれども、ご本人の同意は必ずとっていただくということを前提に、カードの作成については認めるという方向での案で、今、お示しをしたところなのですけれども、別の巡回連絡カードの作成の禁止についても、もう一度危機管理課と相談をして、協定書の案については作成をし直したいと思います。

【三雲委員】今まで述べてきましたけれども、基本的に個人情報保護法と条例の考え方とすぐわない提供のされ方、規模がなされているということと、それから今述べたような幾つかの問題点があって、やっぱり目的と違う使われ方が、どうしてもできてしまう仕組みになっているということ。

それから、ほかの委員からも指摘があったような、ほかの方法のほうが、アプローチの仕方としてより適切なのではないかという指摘もあることを考えると、この個人情報の外部提供というのは、合理性と必要性和関連性というのですか。その点でかなり問題があるというふうに思わざるを得ないので、もう言ってしまいますけれども、私はこれには反対をさせていただきます。

【会 長】時間がどんどん過ぎていっているのです、どうしましょうか。今日採決を求めますか。9月3日からこの外部提供の時期と書いてあるので、どうしましょう。今度もうないですよ、9月までは。審議会はないですよ。来月ありますか。

【区政情報課長】来月、再来月はございまして、今、訪問の方法ですとか、周知の方法ですとか、それから今の巡回連絡カードの話、それから、会長から警察への指導といいますか、訪問時の指導の方法についてご意見をいただきましたので、再度、次回もう一度ご説明をさせていただいた上での採決を求めたいと思うのですが。

【会 長】そのときについでのことなのですが、このチラシを見た限りでは、問い合わせ先が書いていないのです。警察だけなのか、区役所でも受けるのか。警察へなら電話してもいい

という人と、警察は嫌だという人がいると思うので、それを区で受けられるのかどうか。

そうすると、区としては戸別訪問の結果を、個別に情報提供を受けておかないと、さっぱり対応のしようもなくなってくるだろうという問題もあるので、そこらもちょっとご検討をいただきたいなと思います。

ほかに何か。

【鍋島委員】一言だけ。巡回カードでもなくなりましたけれども、生年月日までは書いていなかったみたいで、いろんな事件があったときに生年月日を教えてくださいと言われたのです。だから、生年だけはいいいです、65歳だったら。だから、生まれた年だけはいいいですけども、月日まで入れたら、この今、防ぼうとしている業者がすごく喜ぶデータがもし流れたら大変なことになります。月日までは要らないと思うのです。

それと、やはり三雲委員がおっしゃったようにこれは大変な、6万5,000件なんて大変なものですから、もうちょっとやっぱり審議を尽くさないと、私もこれだけでは反対です。もう流れる可能性は大いにありますから。

【会長】いずれにしろ次回にいろいろご検討いただいて、再度修正できるものだったら修整して提案してください。では、継続審議でよろしいですか、これは、本件は。継続審議ということで。

それでは、続きです。引き続き資料13「中井駅南北広場における防犯カメラの設置に伴う本人外収集等について」であります。それでは、ご説明ください。

【落合第二特別出張所長】件名が「中井駅南北広場における防犯カメラの設置に伴う本人外収集等について」でございます。

諮問が個人情報保護条例の第5条第2項、第6号本人外収集と第12条第2項第4号の外部提供、これの内容が審議会の意見を聞いて実施機関が特に必要があると認めたときに設置できるということでございます。

次のページをご覧くださいと思います。事業の概要でございます。事業名が「中井駅南北広場の防犯カメラ設置」。担当課が落合第二特別出張所でございます。目的が中井駅南北広場の適正利用のため、防犯カメラを設置するものでございます。対象者が中井駅南北広場の利用者でございます。

事業内容でございますが、資料1の図面をご覧くださいながら聞いていただきたいと思いますけれども、こちらの中井駅の南北自由通路が28年度にできまして、それからこの周辺整備が行われまして、29年8月26日に中井駅の南北の広場が完成いたしました。こちら上に山手通

りが通っていきまして、その高架下になります。この高架下に広場ができて、この広場は道路上の道路という扱いでございます。

ご覧のとおり斜線のところに自転車置き場とかバイク駐車場があるのですが、その黄色い部分に広場がございまして、そちらに防災コミュニティスペースということで、そこに建物がありまして、防災倉庫と会議室が設置されております。今回その黄色い部分、ちょうど広さとしましてはテニスコートが1面スッポリ入るような広さがございまして、道路上の道路という扱いですから、ただの広場という形になっております。

こちらに8月に設置されてから、たばこ吸い殻のポイ捨てとかボール遊び、スケートボードの遊びをする方がいて、騒音等の発生がしているという状況がございまして。それで近隣の方が注意をするのですが、そこでトラブルが起きているということでございまして。

設置場所になりますけれども、こちらの防災倉庫がそれぞれございまして、その軒下から防犯カメラが写る範囲が45度ございまして、ちょうど広場だけをスッポリ写すような形でつけたいと思っております。設置時期ですが、6月15日を予定しております。この図面を見ていただくと、撮影範囲は先程申し上げたとおりこの防災倉庫の角につけて、広場の中だけを写すような形で設置を考えてございまして。

根拠といたしましては、新宿区防犯カメラの設置及び運用に関する要綱。それから、この広場が道路なのですが、公園的な利用。地域がここでお祭りやイベントをすることも可能なものですから、公園の防犯カメラの設置及び運用に関する実施要領も準用したいと考えております。

次のページをご覧いただきたいのですが、本人外収集についてです。この3段目です。収集する個人情報項目、こちらの収集対象の範囲ということで、中井駅南北広場の利用者。それから、収集する項目は画像データということでございまして。収集した個人情報の項目の記録媒体ですが、防犯カメラにSDカードが一体化されておりまして、単体で電源だけとれば、自動で撮影して14日と半日ですか、14.5。大体2週間録画して自動消去されるものでございまして。

ですから、ふだんは単体で撮り続けて2週間分記録して、あとは自動で消去するというものでございましてモニター等はございません。収集の相手方が南北広場の利用者ということで、収集目的は、利用者の安全確保と広場の適正利用、犯罪の予防、事故の防止でございまして。

本人から直接収集しない理由でございまして、不特定多数の広場利用者に係る画像を収集する必要があるためということでございまして。

収集日程は6月15日以降を予定してございます。

次のページでございます。外部提供についてです。こちらが3段目、登録業務の目的が、利用者の安全確保と広場の適正利用と犯罪の予防と事故の防止ということでございまして、外部提供の相手方でございますが、要綱の第8条第2項に規定する管理者が、画像情報の提供を行う相手方ということで、こちらは原則情報を提供しないのですけれども、この8条2項、刑事訴訟法第197条2項で公文書により捜査機関からの請求があった場合に限り、ということにしたいと考えております。

外部提供を行う理由でございますが、外部提供を行うことにより、上記登録業務の目的外に定めるいずれかの目的が達成されるためということでございます。

【会 長】ご質問かご意見ございますか。

【川村委員】恐らく近隣の方からの、そういった苦情が多数寄せられたということだと思うのですが、多分、お住まいの方があるのは、北側のほうかと思うのですけれども、やはり南側、北側を含めてそういった苦情があったということなのでしょう。

【会 長】ご説明ください。

【落合第二特別出張所長】苦情、トラブルは主に北側でございます。南側についてはほとんどそういうことはなく、ただつけるに当たっては両方つけなければ、北側だけつけて何でうちのほうはつけなかったのかと後から言われてもいけませんので、一応安全のために両方つけるということになります。

【川村委員】分かりました。あとどの程度の件数の苦情が来ているかということと、あとその設置位置の多分下辺りでしょうか。防犯カメラがありますということを明示すると思うのですけれども、その点の2点お答えいただきたいと思います。

【落合第二特別出張所長】苦情は8月から10件以上ございまして、スケートボード、実際に目撃していますけれども、ガラガラ音がするというのと、あと1つは朝、たばこの吸い殻が、ベンチが設置されているのですが、その下にあった。今日もたばこの吸い殻が出たと、それがもう日常茶飯事。きのうは傘が投げ捨ててあり、そういうことがありますので、防犯カメラがあれば地域の方が安心できるというご意見はいただいております。

防犯カメラ作動中というのは目立つようにつけたいと思っております。

【ひやま委員】こういったカメラの管理者でちょっと確認させていただきたいのですけれども、この概要には、これは区道でありというようなところが出ていると思うのです。これが落合第二出張所で保有管理をするというところの根拠を教えてください。

【落合第二特別出張所長】こちらは道路上の道路ということで、そちらに道路課が仮に設置するとなりますと、道路課は専用の許可を出すところでございますので、設置管理者になれないということでございます。また建物が、危機管理課の建物があるのですが、危機管理課も目的、写す場所がコミュニティの広場で、危機管理の目的ではないということで、最終的に特別出張所が管理者になりました。

【会 長】ほかにご質問とかご意見はございますか。ないようですから、本件は諮問事項でございます。本人外収集、それから外部提供、両方とも諮問事項ですので、2件につきましてご異議がなければ承認ということにいたしますがよろしゅうございますか。では、本件は2件とも承認ということでご苦労さまでした。

続きまして資料14「不法投棄対策用カメラの設置について」であります。それでは、説明をお願いします。

【新宿清掃事務所長】「不法投棄対策用カメラの設置について」ということで、説明をさせていただきます。事業名としましては、「不法投棄対策用カメラの設置及び運用」ということで、目的としましては、不法投棄の抑止及び不法投棄を行う者への適正指導により、区内における廃棄物の適切な処理を図るというものでございます。

対象者につきましては、不法投棄対策用カメラが撮影する範囲に写る者ということでございます。

事業内容でございますけれども、平成26年第6回の本審議会で、こちらは3カ所につけさせていただいております。承認されました不法投棄対策用カメラの設置に伴う本人外収集等について、平成27年度第1回不法投棄対策用カメラ設置委員会、こちらにつきましては参考資料2の第3条になりますけれども、こちらを10月9日に開催をしまして不法投棄対策用カメラの3台の設置が可決され、新宿区歌舞伎町2-42-11カーサ新宿前の資源ごみ集積所に設置を行いました。こちらにつきましては、平成27年度第7回のこちらの審議会に了承をいただいているものでございます。

その結果、廃棄物の不法投棄がかなり改善されました。そこで設置した3台のうち1台をほかの不法投棄の多い資源ごみ集積所に設置することになりまして、平成29年度第1回不法投棄対策用カメラ設置委員会、こちらは11月9日開催でございます。下記に設置することが可決されまして、不法投棄対策用カメラ1台を移設したものでございます。

したがって、不法投棄対策用カメラの設置及び運用に関する要綱第10条、参考資料2の要綱でございますけれども、こちらの第10条によりまして、こちらの委員会のほうに報告

するというものでございます。

設置場所につきましては資料１、地図のものをご覧いただければと思います。設置場所は新宿区新宿２－１２－４アコードビル前の資源ごみ集積所で、こちらにつきましては①と書いてあるところはカメラの位置。矢印の先が集積所ということになります。こちらについては１台で、設置日につきましては平成３０年３月１日に設置したものでございます。

以上報告でございます。

【会 長】ご質問かご意見ございますか。ないようでしたらこれは報告事項ですので了承ということでよろしゅうございますか。では、今回は了承ということで、ご苦労さまでした。では、本件は終了ということで事務局、これでよろしいですか。

【区政情報課長】ありがとうございました。

【会 長】以上をもちまして議題は終了いたしました。事務局のほうからこのほかに何か発言することがあれば、どうぞお願いします。

【区政情報課長】事務局です。長時間にわたり、ありがとうございました。

次回でございますけれども、６月２８日木曜日の午後２時からを予定してございますので、よろしくお願いいたします。

それから、前回ご説明をさせていただいた、本審議会にお諮りをする資料を事前にセキュリティの専門家に見せて強化をするという取組みについては、特にその後ご意見がございませんでしたので、具体的に進めさせていただきたいと思っております。

また、詳細が決まりましたら、まとまる前にご説明はしたいと思いますが、手続だけ進めさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

【会 長】それでは、以上をもちまして第２回の審議会を閉会といたします。長時間の延長、ご協力ありがとうございました。

午後４時２０分閉会